

喜多方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の広報紙等に掲載することができる広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載物)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 広報きたかた
- (2) 喜多方市ホームページ
- (3) その他市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲・基準)

第3条 広告は、広告媒体としての品位を妨げないもの、市民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

2 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条の適用を受ける業であるもの
- (3) 責任の所在及び内容があいまいなもの
- (4) 商品先物取引に関する営業広告
- (5) 国際条約、国の法令若しくは地方公共団体の条例等に違反して、又は抵触の恐れのあるもの
- (6) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反する恐れのあるもの
- (7) 本市又は他の地方公共団体が、広告の対象製品、商品若しくはサービスを推奨している表現のもの
- (8) 虚偽又は誤認される恐れがある広告
- (9) 必要以上に購買欲をそそるとされるもの
- (10) 青少年の教育上好ましくないもの
- (11) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (12) 無体財産権を侵害したもの
- (13) 消費者に不利益を与える恐れのあるもの
- (14) 前各号に定めるもののほか、市長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告掲載を決定する場合の優先順位（以下「優先順位」という。）は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、第8条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。

- (1) 第1順位 国、地方公共団体及びそれに類するもの
 - (2) 第2順位 公共的性格のある私企業等で、市内に事業所本社、本店、本所、支社、支店、支所、営業所等を有するもの
 - (3) 第3順位 前号以外の私企業及び自営業で市内に本社、本店、本所を有するもの
 - (4) 第4順位 前号以外の私企業及び自営業で市内に事業所支社、支店、支所、営業所等を有するもの
 - (5) 第5順位 その他広告を掲載することが適当であると市長が認めるもの
- (広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載は有料とし、掲載料は広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第7条 市長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を、広報きたかた等により公募するものとする。

(広告の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、喜多方市広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長が定める期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、前条に規定する広告掲載の申し込みがあったときは、あらかじめ第14条に規定する喜多方市広告審査委員会に意見を求め、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者（以下「申込者」という。）に喜多方市広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 広告を掲載する旨の決定通知（以下「掲載決定通知」という。）を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、前条第3項の規定による掲載決定通知を受理した後において、原則として、市長が指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、広告掲載を決定した後に、掲載内容に市の行政運営上支障があると認められたとき又は市長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは第10条に規定する広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第 13 条 市長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、原則として掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告審査委員会)

第 14 条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、喜多方市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、企画調整課長をもって充てる。

4 委員は、総務課長、財政課長及び商工観光課長を充てる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した職務代理者が委員長を代理する。

6 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(会議)

第 15 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

喜多方市広告掲載申込書

年 月 日

喜多方市長

様

住所（所在）

氏名（名称・代表者氏名）

電話番号（ ）

FAX（ ）

E-mail

担当者氏名

喜多方市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第8条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1. 広告媒体（希望する番号を○で囲み、必要事項をご記入ください。）

(1) 広報きたかた

(2) 喜多方市ホームページ

（広告バナーからリンクを希望するURL _____）

(3) その他（ _____ ）

2. 掲載希望期間（希望する番号を○で囲み、必要事項をご記入ください。）

(1) 広報きたかた 1号広告・2号広告（1色・色指定不可）

（ 年 月号）

(2) 喜多方市ホームページ

（ 年 月 日～ 年 月 日 ）

(3) その他（ _____ ）

（ 年 月 日～ 年 月 日 ）

3. 広告の掲載位置

市が指定した位置

4. 広告掲載料

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として _____ 円を支払います。

5. 申し込みにおける承諾事項（喜多方市事業者及び個人のみ）

年度の初回掲載申し込み時のみ、企業案内パンフレット（事業内容、社歴等が分かるもの）を添付のこと。

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

喜多方市長



喜多方市広告掲載決定通知書

広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広 告 媒 体	☐ 広報きたかた ☐ 喜多方市ホームページ ☐ その他（ ）
決定区分	☐ 掲載します ☐ 掲載しません (理由)
掲載期間	
掲載位置	
掲載料	円
備 考	